

第2章

基本理念と人権教育・啓発推進の視点

1. 基本理念

**「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、
多様性を認め合うことができる社会の実現」**

あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参画することにより、誰もが人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践するという意識が社会の隅々にまで浸透し、一人ひとりの個性の違いや多様性を認め合う人権文化が構築された社会を目指します。

2. 人権教育・啓発推進の視点

これまでに実施してきた人権教育や啓発、および「精華町人権教育・啓発推進計画」の取り組みの成果も踏まえ、次の点に留意し、人権教育・啓発を推進します。

【人権教育・啓発の4つの視点】

- 視点1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- 視点2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- 視点3 生涯学習としての人権教育・啓発
- 視点4 自分のこととして考える人権教育・啓発

視点 1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

誰もが自分らしく生きていくための態度や技能を身に付けることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取り組みを推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取り組みを推進します。

視点 2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり、支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取り組みを推進します。

視点 3 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。住民がそれぞれの状況に応じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取り組みを推進します。

視点 4 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権は一人ひとりの生活に深く関わり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を一人ひとりが身に付けることができるよう取り組みを推進します。また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。